

様式	玩具の例	お願い、対応
「様式A」 外観から「音の出し方」「音声パターンの数」が明確な玩具	<ul style="list-style-type: none"> ・引き金を引くと発射音がする玩具 ・「ド」の鍵盤を押すと「ド」の音が出る玩具 ・6個のボタンがあり、それぞれを押すことで合計6種の虫の音が出る玩具 ・電源を入れると「ON音」が出る玩具 	「音声パターン」の数(何種類の「音声のパターン」が出るか)をお教え下さい。
「様式B」 複雑で、外観だけでは「音の出し方」「音声パターンの数」が判りにくい玩具	<ul style="list-style-type: none"> ・複数のファンクションの組合せで音が出る玩具 ・モード切替スイッチがある玩具 ・ボタンを二度押し(または長押し)すると別の音が出る玩具 ・部品を付け加えると同じ操作でも異なる音が出る玩具 ・同じ操作でも場合・場面・条件によって異なる音が出る玩具 ・アクションをしないと一定時間後に自動的に音が出る玩具 	<p>「音声パターン」の数とそれぞれの音の出し方、「音声パターン」の文字表記(できる限り)をお教え下さい。</p> <p>又は、テストモード等の簡易な操作方法があれば、お教え下さい。</p>
「様式C」 「音の出る玩具本体」と「音を出すための付属品」(「音の鍵」など)の複合商品 (「当該玩具本体と付属品」「玩具本体のみ」「付属品の	<ul style="list-style-type: none"> ・音の数が非常に多く、全ての音を測定することが難しい玩具 ・現在販売されている製品(付属品を含む。)だけでは全ての音を出せない玩具(将来販売する付属品に対応する「音声パターン」を組み込んでおり、「音声パターン」を全部開示することができない商品) 	<p>玩具本体にセットされた「音声パターン」のうち、最も音が大きい「音声パターン」を少なくとも3ユニット以上申告して下さい。</p> <p>(注)「申告した音声パターンより大きな音の音声パターンはない。申告した音以上の音があった場合はメーカーにおいて責任をもって対応する」旨の陳述を付けて下さい。</p>
(様式Cの特例) 本体が旧基準で既に合格済。後から「音の鍵」(付属パッソ)を新基準で申請する場合の特例	同上	<p>音を出すための、「本体」(1~2種類)の貸出をお願いします。</p> <p>試験所は、検査品が音を出すためのキーとなっていることが判らない場合がありますので、通常の申請の備考欄に「音を出すためのキーになっている」旨を記載下さい。</p>